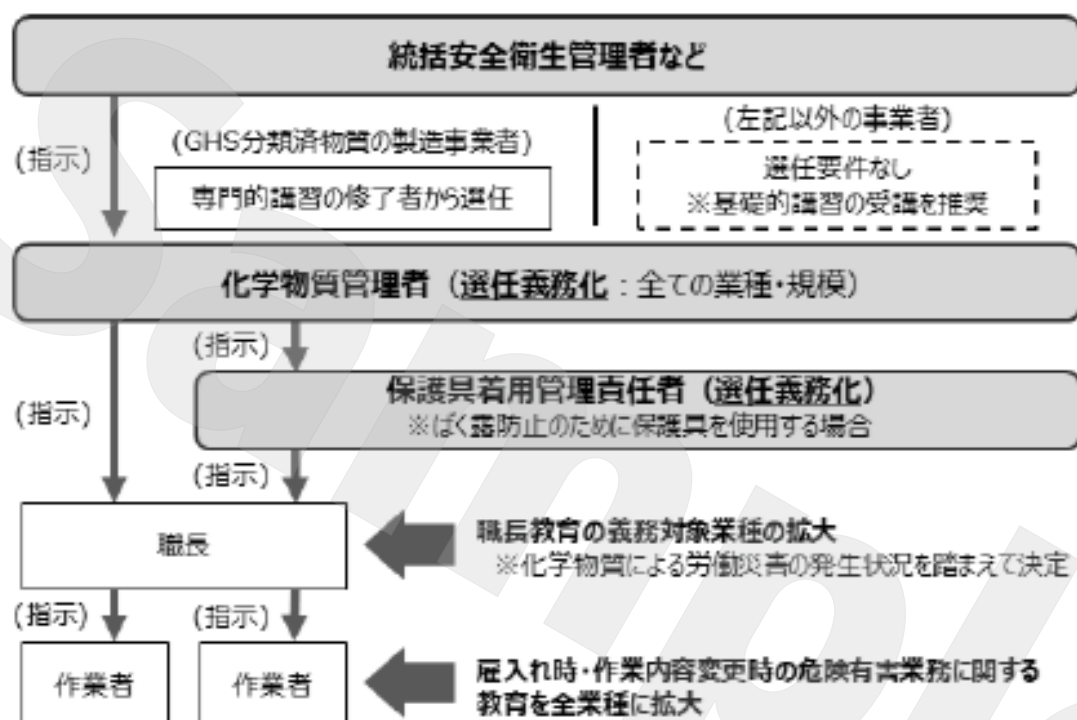


化学物質管理者の実務

自律的な化学物質管理を総合的かつ効率的に実施するため、化学物質を取り扱う等の事業場では、業種・規模にかかわらず化学物質管理者及び保護具着用管理責任者を選任します。図表 1 は、化学物質管理者等の役割分担と体制を示しています。

【図表 1 自律的化學物質管理に対応する事業場の役割分担と体制図】



出典：「保護具着用管理責任者の手引き」株式会社ウェルネット講習テキストを参考に作成

【用語解説・補足】

統括安全衛生管理者：一定規模以上の特定の業種における統括安全衛生管理体制のもとで、当該事業場の労働安全衛生を統括管理する者。事業の実施を統括管理する者（工場長などその事業場のトップ）が選任される。統括安全衛生管理者の選任が義務付けられていない事業場においては、化学物質管理者は事業者からの指示に基づいて職務を遂行する。

事業場：同じ場所で相互に関連する組織のもとに継続的な作業をする場所。原則として、同じ敷地内や建物内にある複数の職場は、まとめて1つの「事業場」として扱われる。

職長：作業中の労働者を直接指導・監督する立場の者であり、職場によっては主任やリーダーといった役職名がついていることもある。一定の業種においては、労働安全衛生法第60条に基づく職長教育を受講する必要がある。